

一九一〇年代湊川新開地における活動写真と「不良少年」

吉原大志

はじめに

本稿は、一九一〇年代の湊川新開地における活動写真興行をめぐる問題の展開について考察するものである。

これまで日本の映画史研究は、作品論、監督論を主要な論点として数多く蓄積されてきた⁽¹⁾。しかし実際に映画が興行され、受容される都市社会のなかで、映画という大衆文化が、いかなる諸関係のなかに位置付いていたのかといった点については、これまでほとんど明らかにされていない。こうしたなか高岡裕之氏は、映画の制作—配給—興行という一連の過程のうち、映画と地域社会との接点として興行の側面に着目し、地域社会のなかに映画を位置付ける基礎作業として、昭和戦前期大阪の映画興行場を数量的に分析している⁽²⁾。筆者は基本的に高岡氏

と同様の問題関心を持つものであるが、映画を地域社会のなかに位置付けるためには、数量的分析だけではなく、映画興行をめぐる問題について着目する必要があると考えている。なぜならば映画興行をめぐる問題とは、行論の過程で明らかにするよう興行内容と観客との関係性によって具体的に規定されるものであり、興行を都市社会においていかに位置付けることができるのかについて考察する試みとして有効であると考えるからである。

その際、本稿では湊川新開地における『ジゴマ』という映画作品の問題化と、それに類似する作品への取締りを取り上げる。詳しくは後述するが、『ジゴマ』は明治末年から正初年にかけて東京や大阪などの大都市を中心の大流行した作品である。しかしその内容が子どもに悪影響を与えるという理由から、東京や大阪では、『ジゴマ』

とそれに類似する作品の上映が警察によつて禁止された。この事例は、日本の映画検閲制度との関連から、これまでも多く数多く言及されてきた。⁽³⁾特に近年では、永嶺重敏氏が、『ジゴマ』流行の要因を、当時の「メディア・ミックス」戦術によるものとしながら、『ジゴマ』取締りについても言及している。⁽⁴⁾しかしながらこれらの研究では、子どもに悪影響を与えるとの理由から取締りがなされたという事実は指摘しながらも、なぜ当該期に映画の内容が教育的に問題化されるのかについては、実はほとんど考察されていない。そこで本稿では、なぜ当該期に映画の内容が教育的に問題化するのかを考察することで、都市社会のなかに映画を位置付けることを試みたい。

なお本稿では、映画の呼称を当時の史料に即して「活動写真」と呼ぶこととする。また引用した新聞史料については、次のように略記し、その出典を本文中に記す。
『神戸又新日報』||『又新』、『神戸新聞』||『神戸』、『大阪朝日新聞 神戸附録』||『大朝神戸』。

第一章 湊川新開地の構成

湊川新開地は、神戸市を二分するように流れていた湊

川を付け替えたことにより誕生した。付け替え事業は明治三十（一八九七）年に始まり、明治三十四年に完成している。⁽⁵⁾完成後しばらくは開発が進まなかつたが、明治三十九年末に相生座が新開地に移転して以後、歓楽街として発展したと一般的には言われている。⁽⁶⁾そして大正期に入ると「活動写真館を中心として飲み屋、食ひ物屋、耀市、香具師其他幾十百種の大店小店が軒を連ね」る場所となつた（『又新』大正五年六月十九日）。

このような新開地の中心は、その観覧料の安さから人気を博した活動写真であった。大正一、三年ごろから常設活動写真館が増加し始めたらしい。⁽⁷⁾新開地における活動写真の流行について、たとえば盆の時期の新開地の様子を『又新』は次のように報じてゐる。

（前略）露店は總て敷入小僧本位の水屋、果物屋、天麩羅屋、鮓屋と云つたやうな飲食店にあらざればから輕業、松井源水の独楽廻しといったやうなもの、併し何と云つても活動写真が一番に勝を占める（後略）。『又新』大正元年八月十七日）

様々な露店や見世物の中でも活動写真が一番の人気であつ

たことが報じられているが、後の記事でも「新開地の繁栄は活動写真の賜であると云つても過言でない（中略）謂はば新開地の運命の鍵は活動写真が握つて居るやうなものである」とまで断言されている（『又新』大正五年六月二十六日）。この表現にはいくらかの誇張が含まれているにしても、このような表現がなされるほど新開地において活動写真の人気が高かつたであろうことが推測される。

それでは活動写真を中心にしてにぎわっていた新開地には、どのような人々が往き来していたのであろうか。当時、大阪毎日新聞記者であった村嶋帰之のルポルタージュ『わが新開地』（文化書院、一九二二年⁽⁸⁾）によると、新開地には「仲睦じい若夫婦」、「容姿の善い処を見せに来る娘さん」、「不良少年」、「盜児」、「誘拐者」など多様な人々が往き来しており、こうした人々の流れを村嶋は「一大濁流」と表現している。⁽⁹⁾

筆者はこのなかでも特に「不良少年」について注目したい。「新開地の盛衰記を語る時、そこに寄生する香具師とバラケツ（不良青少年）群を無視するわけにはゆかない（中略）彼等もまた、悪役として、カイチ（新開地の略称）引用者注）の盛衰に一役買つところがあつたのである

まいか」と後年に回想されるように、「不良少年」は新開地という場と密接に結び付けて認識される存在であった。「不良少年」については後述するが、ここでは彼らが新開地に結び付けで認識される存在であつたことに留意しておきたい。

本章では、活動写真が観覧料の安さから新開地のにぎわいの中心に位置したことと、同地には「不良少年」も含む「一大濁流」と表現されるほど多様な人々が往き來していたことを確認した。それでは、そうしたにぎわいの中心に位置する活動写真はどのようなものであつたのだろうか。次章にて検討したい。

第二章 新開地における活動写真興行

本章では、活動写真興行が大きく問題化する一九一二年に焦点を絞つて、当該期の新開地における活動写真興行について概観してみたい。特にここでは明治末期から大正期にかけて人気を博した連続活劇というジャンルの活動写真について注目する。⁽¹⁰⁾

明治末年の連続活劇に注目する際、特に見逃しえない作品は、フランスのエクレール社が製作し全国的に流行

した『ジゴマ』である。この作品の原作は、レオン・サジイによる探偵小説『ジゴマ』であるが、映画化されたものはほとんどストーリーが異なる。内容は、ジゴマという強盗が殺人、放火、強盗などあらゆる犯行を繰り返しながら、ジゴマを追う探偵の手から逃れるというもので、「日本の観客の中には、恐怖のあまり客席で悲鳴をあげる者さえあった」と言われている。⁽¹²⁾ 淀川長治氏が『ジゴマ』について、「連續活劇勉強の第一頁」と後年に評しているように、『ジゴマ』が観客にとって非常にインパクトの強い作品であったことが推測される。⁽¹³⁾

さて、この『ジゴマ』であるが、新開地においては明治四十五年四月九日から錦座にて上映開始されており（『神戸』明治四十五年四月七日）、好評により日延べとなつている（『神戸』同年同月二十一日）。『ジゴマ』じたいの上映が確認できるのはここまでであるが、『ジゴマ』以後、類似の作品が続々と上映された。同年四月二十七日からは『女ジゴマ』なる作品が朝日館にて上映され（『神戸』明治四十五年四月二十七日）、これも好評を得ている（『神戸』同年五月四日）。その後も『ジゴマ』に類似するものも含めて、多くの連続活劇が上映されていった。⁽¹⁴⁾

しかしこうした連續活劇をはじめとした活動写真の流行に対し、活動写真に対する否定的な評価もなされた。たとえば『又新』に掲載された批判は以下のようなものである。

湊川の活動にも困ったものだ、帝国館を覗いて見たが実際情けなくなつた（中略）児童に寸毫の裨益する所もない醜画だ▲男子が女子を口説く相擁して執拗く接吻する、夫を殊更大きく映写する（中略）斯る映画が児童に果して如何なる感化を与へるであらうか▲活動写真のフィルム選択に就いては其筋に於ても一時問題になつて頭の堅い校長を戴いてる学校では学生に一切活動写真を禁じた程だが一寸実績が上らない▲館主の方でも喧しく云はれるとヤレ教育だの家庭云々を振廻すけれど、材料が尽きると如何はしいものを担ぎ出す実際困つたものだ（『又新』大正元年八月十五日）

この記事で筆者が注目したいのは、活動写真に対する批判のしかたである。この批判が掲載された翌日にも『又新』には「新開地の各館共活動写真の映画は兎角卑猥なものに涉りたがる」との批判が掲載されているが

『又新』大正元年八月十六日)、これらの記事からうかがえるのは、活動写真に対する批判がなされる際に、活動写

真一般を批判するのではなく、「児童に果して如何なる感化を与へるであらうか」と、子どもの観客を念頭に置いた教育的見地からの批判が行われているということである。連續活劇を中心とした活動写真流行の一方で、なぜ活動写真に対して教育的見地からの批判がなされたのであるか。この点については次章にて検討する。

第三章 活動写真批判の背景

本章では、新開地において上映されていた活動写真に対する批判が、なぜ教育的観点からなされる必要があったのか、その背景について検討してみたい。

第一節 兵庫県興行場取締規則の意味

明治四十四年十二月、兵庫県令第四十二号として興行場取締規則が制定された。⁽¹⁶⁾これ以前に兵庫県では劇場取

締規則、寄席取締規則、興行場並遊覽所取締規則という三つの興行に関する取締規則(明治十九年制定)が存在していたのであるが、これら取締規則を総合したものが興行場取締規則である。その内容は主に興行施設の建築構

造や興行に際しての届出などに関する規定であり、衛生・防火規定が多く盛り込まれている。

この取締規則のなかで注目したいのは第二十五条に定められた禁止事項であり、そのなかでは以下に記す五点のうち、ひとつでも含むものの興行を禁止した。①「勸善懲惡ノ趣旨ニ反シ又ハ犯罪ノ方法手段ヲ誘致助成スルノ嫌アルモノ」、②「卑猥又ハ慘酷ニ涉リ若ハ風教ヲ害スル虞アルモノ」、③「公安ヲ害スル虞アルモノ」、④「妄ニ時事ヲ諷刺シ又ハ政談ニ紛ラハシキモノ」、⑤「他ニ危害ヲ及ホス虞アルモノ」。これら禁止事項は、明治十九年制定の取締規則とほぼ同内容であつて、特に目新しい規定はない。それでは何故、この時期に改めて取締規則を制定する必要があつたのであらうか。この問題については、日露戦後期において展開された地方改良運動・感化救済事業などの教化事業との関連から考える必要がある。

地方改良運動の中心人物であった内務官僚井上友一は、「演劇奏楽の娯楽は若し其品類を選択し其設備を改善せば社会的風化に裨補する所尠少ならず」として、単に演劇などの興行物を取締り上演内容を制限するだけでなく、

それを「社会的風化の用に資する制度」が必要であると、ヨーロッパの例を引きながら述べている。⁽¹⁾要するに、

「娯楽の方を取締って好い物を与へなければならぬ」

と、⁽¹⁸⁾興行物を取締り対象としてのみならず、教化手段のひとつとして捉えていたのであった。

このような興行物の位置付けは、文部官僚乙武岩造においてはより鮮明にあらわれている。

（前略）演劇、興行物等、是は社会教育上から見る
と、矢張り余程大切な關係を持つて居るものであ
ります、蓋し風俗や一般の普及の上に大なる關係を
持つて居るからであります。所か日本に於きまして
は演劇であるとか、寄席であるとかいふものを殆ど
娯楽の道具といふやうな方面としてのみ考へて居り
ますけれども、近來の欧米の文明諸国に於ては單に
娯楽といふ方面と同時に教化の道具といふやうに見
る考か段々進んで來たのであります、（中略）通常
の寄席興行物の外更に有益なる観覽所がある、それ
は例へは水族館、博物館、少年音楽、子供博覽会、
殖民地博覽会其の他色々の種類のものか常設になっ
て、（中略）休みの日などには一日を愉快に送り、

樂を取ると同時に利益を得るといふ道か段々開けて
居るのであります（後略）⁽¹⁹⁾

ここでは直接的に活動写真そのものに言及しているわけ
ではないが、演劇や寄席といった娯楽じたいを、「教化
の道具」として明確に位置付けていることがわかる。要
するに、井上・乙武ともに娯楽・興行物を、教化機能を
持つものとして捉えていたのである。

ここで兵庫県興行場取締規則に立ち返って考えるなら
ば、その制定の意味は、活動写真をはじめとした興行物
を、教化機能を持つものとして位置付け直した点にあり、
さきに見た取締規則第二十五条は、まさに興行物を「教
化の道具」として規定した条文として捉えることができ
るのでないだろうか。だからこそ、第二十五条に抵触
するような活動写真の内容は、教育的觀点から問題化さ
れる必要があつたのである。しかしこうした問題化は、
取締規則違反という制度的側面に限られたものではなく、
実際に都市社会のなかで展開する問題と密接に関連して
いることを見逃すことはできない。それが「不良少年」
問題である。

第二節 「不良少年」問題の展開

「不良少年」という言葉は、当時の新聞記事などで使用されていた用語であり、以下に引用する史料からもわかるように他にも「悪少年」や「悪児」などと呼ばれることがある（当然「不良少女」「悪少女」という用語も存在する）。この用語が具体的にどういった人々を指して「不良少年」、「悪少年」などと呼称していたのかについて具体的な研究はないが、本節で確認するように、犯罪・非行を行った未成年者に対する総称として現段階では捉えておきたい。ここでは、神戸市内のいくつかの具体的な事例を挙げて「不良少年」問題について検討する。

まず「十五歳の大賊」として『神戸』に掲載された事例を見てみよう。湊川新開地において捕らえられた十五歳の「悪少年」は、「幼稚園児の衣類を奪取せし事十八枚に及ぶなど、「都合三十ヶ所を荒したる価格百五十余円に及び」、それらの盗品を「入質して金に替へ活動写真と買喰ひに費消せしもの」であったという（『神戸』明治四十五年五月十一日）。

また、次のような事例もある。「一昨年春以来市内の各所に於て男女小学生通学の途を擁し所持の小遣錢又は

学校用品を買求めるにて父兄より貰受けた金錢を強奪逃走する不良少年」は十三歳で、「強奪犯は實に四十四件に上り、此外幾十件あるや際限なく犯行地は市内東端より西端に及び最も多く行ひたるは湊川新開地」であったと報じられている（『又新』大正元年十月八日）。彼はこのように強奪した金錢を「新開地の活動写真や買喰ひに費消し」ていたらしい（『太朝神戸』大正元年十月八日）。

このように「不良少年」の犯罪・非行が多数報じられるなか、幾度も新聞に取り上げられる「不良少年」も存在した。郡賀次郎という十五歳の少年がその例であるが、彼の行動は次のようなものである。

賀次郎（十五）といふ悪少年は一昨年土山学園に収容されし以來屢々同園を脱走し本年に入りても既に十数回脱走したるが去月また～逃走し兵庫署にて所在捜索中去る六日午前二時頃新開地空小家内に潜伏せるを同署の巡査が認め取押へて調べし処（中略）

賀次郎は各所を徘徊しわざと新開地の空小家や列車の車庫内寺院の床下等に睡眠し昼間神社仏閣、教会所、学校等にて空巣を働き居たるものにて（後略）
『神戸』明治四十五年五月十五日）

彼はこの後、再び逃走し湊川新開地を徘徊しているところを相生橋署の刑事に捕らえられ、その際にも多数の窃盜を行っていたと報じられている（『神戸』明治四十五年六月二十九日）。さらにその後も他に三名の「悪少年」を伴い土山学園を脱走し、兵庫署の警官に捕らえられた

（『神戸』大正元年八月二日）。このように彼は幾度も逃走を繰り返し、そのたびに新聞に取り上げられ、有名な歌舞伎芝居「白浪五人男弁天小僧」にちなんで「不敵の弁天小僧」と報じられました。

これら「不良少年」の活動を通して注目されるのが、彼らが新開地をはじめとした市内の歓楽街において活動しているということである。新開地には低料金で享受することのできる娯楽が多数存在していたから、金銭的収入の少ない子どもにとっては恰好の娯楽空間であったのだろう。そしてその中でも活動写真は一番に人気の存在であつたことはさきに確認した通りである。

では、こうした「不良少年」問題はいかなる意味において問題視されていたのであろうか。警察が「湊川新開地、青物市場、大仏境内等を荒して廻る不良少年の検挙に着手し日日三四人づゝ取押へ」るなどといった取締り

の例も見られることから（『大朝神戸』大正元年九月五日）、治安問題としての側面があつたことは間違いないが、日露戦後期の社会問題として「不良少年」問題を捉えるのであれば、それは教育問題として捉えるべき問題である。そのことについては、節を改めて検討する。

第三節 「不良少年」問題の意味

日露戦後期における小学校教育の強化と、就学率の上昇は一般的によく知られていることがあるが、以下に見るように「不良少年」問題は、こうした当該期の就学率の上昇と密接不可分の関係にあつた。

表一は日露戦後期の神戸市内小学校就学率を示すものである。学齢児童、就学児童ともに増加を示し、明治四十年まで七〇%台であった就学率は、明治四十二年には急激に九〇%に達した。ここからわかるように本稿が対象とする時期は、市内小学校就学率が急激に上昇する時期であった。小学校に通わない丁稚のような未成年労働者の場合、「昨日は何うして／＼年に一度の羽伸ばし、盆の十六日だと云つたやうな面地の藪入小僧さん」（『又新』大正元年八月十七日）、「昨日は盆の十六日、小僧さんお待兼ねのホーケー即ち藪入であった（中略）今日許

表1 神戸市内小学校就学率

年 度	学齢児童数	就学児童数	就学率(%)
明治38	38595	29682	76.9
明治39	43597	32864	75.4
明治40	47844	37519	78.4
明治41	47979	41373	86.2
明治42	50645	45744	90.3
明治43	53337	49870	93.5
明治44	54549	50294	92.2
明治45/大正元	57803	50958	88.2
大正 2	48568	46972	96.7
大正 3	52641	51097	97.1
大正 4	53968	53072	98.3
大正 5	60071	59155	98.5
大正 6	66366	65528	98.7
大正 7	69774	68714	98.5
大正 8	75252	71602	95.2
大正 9	83906	78529	93.6

「神戸市学事累年統計表」(『神戸市教育史 第一集』神戸市教育史刊行委員会、一九九六年に所収)により著者作成。

※原典: 神戸市学事提要(就学率については再計算の上、一部訂正)

の上昇は、学齢児童の余暇増加をも意味していた。

要するに「不良少年」という言葉は、教育を受けるべき存在から「逸脱」した子どもを指して用いられた用語ではあるが、その背景には以上のような就学率の上昇とそれとともになう余暇の拡大という、当該期特有の問題が存在していたのである。さらに日露戦後の小学校教育は、将来の「社会の良民を造」ること⁽²⁾、すなわち次世代を担う国民の育成につながる問題であったから、「不良少年」という用語は、この時期にあらわれた歴史的な用語として考へるべきではないだろうか。⁽²⁾

そのため「不良少年」問題への対応として提起されるのが、学校教育の枠内にとどまらない「通俗教育」(社会教育)の展開である。『神戸』紙上には、「通俗教育の急務」と題する、次のような内容の社説が掲載された。すなわち、神戸市は商工業の面では誇ることができても、学問に関わる面が不十分で、さらに「精神界は日に日に頽廃して行くの觀」がある。したがって通俗教育を振興する必要があり、速やかに実行すべきである。実行に際しては教育者・官民の識者が連携しながら「風化の業」に当たる必要があると(『神戸』明治四十五年四月一日)。

さらに市内住民からも、子どもを取り巻く環境の改善が求められていた。『神戸』には、「兵庫部の人」なる人物から、「新開地の興行物なり活動弁士の取締を一層厳重にせらるゝと共に近傍の魔窟や墮落青年男女の検挙を希望します」との投書が寄せられた（『神戸』明治四十五年四月二十五日）。さきに見た「不良少年」の神戸市内の活動からもわかるように、彼らの多くは手に入れた金銭を新開地において消費していた。そのため「兵庫部の人」が求めるように、「不良少年」問題の解決のためには、「不良少年」じたいの取締りだけではなく、新開地のような「不良少年」が多数存在する場そのものの取締りもあわせて必要とされるのである。

ここまでみたように、活動写真の教育問題化は、活動写真をめぐる制度的背景とともに、日露戦後期における就学率の上昇にともなう「不良少年」問題の展開という、この時期特有の背景のなかでなされたものであった。そして「不良少年」問題に対する通俗教育の展開と、新開地の取締りという二つの要請は、次章で見る『ジゴマ』問題としてあらわれることとなる。

第四章 活動写真の問題化と取締り

前章で見たような活動写真への批判と、「不良少年」問題の展開は、活動写真と「不良少年」とを結び付けることにつながっていく。そのことは、『又新』に掲載された次の記事から読み取ることができる。

「活動写真でジゴマを見た時あんなエラい人になり度いと思つたからです」とは本紙に屡々記載の土山学園収容名代の不良児郡嘉次郎（十五）が警官に早く改心しないとモウ容赦はせないぞと厳しく叱られた時に云つた言葉である、ジゴマとは活動写真に依つて近時喧伝されつゝある仏国探偵小説の主人公、不敵の凶賊の名である、（中略）看客を実感の境地に導いて置いて其所で様々の悪事を働いて見せるのだから思慮のある大人の看客さへ感心して了ふんだもの強きを好む少年の頭脳に甚だしい刺激を与へるは当然である（後略。『又新』大正元年十月九日）

さきに紹介した「名代の不良児郡嘉次郎」が、自身の非行は『ジゴマ』に影響を受けたものであると述べる（あるいは、述べさせられる）ことで、活動写真と「不良少年」

問題は結び付けて描かれている。さらに『又新』は次のように記事を続ける。活動写真本来の価値が、このように児童へ悪影響を与えることであるのならば、活動写真のフィルムを選択することは重要な問題である。したがつて「斯る映画の取締りは不良少年を五人十人検挙するより遙かに効果ある事だと信じるのである」と。ちなみにこの記事によれば、新開地の錦座で『ジゴマ』が上映されて以後、類似した内容の『女ジゴマ』⁽²⁾のフィルムを、兵庫署が検査し、一部切り取り処分を行っていたという。

同日付の『又新』には「ヂゴマ、ヂゴマ、恐ろしいヂゴマ（中略）此種の刺激が染り安い少年の心に如何なる感化を与へるであらう」との投書も同時に掲載され（『又新』大正元年十月九日）、活動写真が子どもに与える悪影響が強調された。

そして『又新』はその社説のなかで、『ジゴマ』が子どもに与える悪影響を批判しつつ、「残忍なる犯行罪跡の映写」である『ジゴマ』の流行は、「現代の人心は極て不健全なる思想に虜はれつゝある」とことのあらわれであるとして、『ジゴマ』問題を、単なる活動写真の問題としてではなく、社会問題一般として敷衍したのであった

（『又新』大正元年十月十六日）。このようにひとつ社会問題として『ジゴマ』が取り上げられるのは、活動写真があり、そのため『ジゴマ』の問題化は、神戸の活動写真興行の中心地であり、「不良少年」が多く出入りする新開地という場じたいを問題化することにつながった。

神戸市教育会は大正元年十一月、小学校児童の校外娛樂調査を開始している。その第一回会合の際には約二〇項目の研究課題が挙げられたが、そのなかには「活動写真、寄席の改善を促し之が取締を厳にして利用すること」「路傍飲食店の改善及取締、飲食店旅人宿営業者家族を取締ること」「湊川新開地の一般風俗を取締ること」「不良少年を根絶すること」というものが含まれていた（『又新』大正元年十一月十三日）。ここでは活動写真と「不良少年」のみならず、両者が存在する場そのものである「湊川新開地」までもが結び付けられ、取締りの対象とされているのである。

このようなジャーナリズム・教育会による活動写真的問題化と並行して、実際に活動写真の取締りも行われていった。大正元年十一月には、新開地の桂座で上映予定

であった『名探偵フンティーの敏腕』なる作品が、そのなかに「ジゴマ式強盗の大活躍あり」との理由から兵庫署によってフィルム切り取り処分を受け、それが原因で桂座はこの映画の上映を中止したという（『又新』大正元年十一月二十一日）。また新開地で『ジゴマ』を最初に上映した錦座で上映予定であった『バトヲ』という作品も、「バトヲなる強賊が破獄し（中略）警官に反抗するなど穏やかならざる箇所」があるという理由から、上映禁止処分を受けた（『又新』大正元年十一月二十八日）。

以上のように、『ジゴマ』の問題化に代表されるような、活動写真への批判と取締りは、決して活動写真だけが問題化した結果生じたものではなかった。むしろ、神戸市教育会による校外娯楽調査の項目に見られるごとく、活動写真が、その観客として想定された「不良少年」と、両者が多く存在する新開地という場そのものとに結び付けられることによって生じたものなのである。

おわりに

最後に本稿の内容をまとめておきたい。第一章では、神戸市内最大の娯楽空間であつた新開地には多様な人々

が往き来しており、そのなかには犯罪・非行を行う「不良少年」が存在していたことを確認した。第二章では、新開地で上映された活動写真に対しても、子どもへの教育的観点からの批判がなされたことを示したが、その背景には、第三章で見たごとく、日露戦後に展開する強化事業の展開、小学校教育の強化、それによる就学率の上昇と、それにともなう「不良少年」の問題化が存在していたことを明らかにした。第四章で取り上げた『ジゴマ』への批判と、それに類似する作品の取締りという事象は、「不良少年」との関わりで活動写真が問題化していたことの具体的なあらわれである。こうした分析によって、従来の研究が言及することのなかった、『ジゴマ』問題の歴史的背景が明らかになったのではないだろうか。

前章で見たような活動写真の取締りに対して、新開地錦座の弁士は「警察の神経過敏な所を痛快に素つ破抜いて」いたらしい（『又新』大正元年十二月八日）。また上映する側はフィルムの切り取り処分を避けるため、フィルムの内容検査がなされている間、「危いと思った個所に来るとき、やたらに検閲官に話しかけて、注意力をあらぬ方に反らせさせ」たり、「フィルムの廻転に急ピッチをか

ける」者もいたといふ。⁽²⁴⁾

このような取締りと、それに対する抵抗は、兵庫県興行場取締規則の改正によるフィルム事前検閲の義務化（大正七年）、検閲実施主体の内務省への一元化（大正十四年）といった流れのなかで新たな段階に入っていく。この点については、稿を改めて論じることにしたい。

注

- (1) 田中純一郎『日本映画発達史』I～IV、中央公論社、一九八〇年。『講座日本映画』第一～八巻、一九八五～一九八八年。佐藤忠男『日本映画史』第一～四巻、岩波書店、一九九五年など。
- (2) 高岡裕之「昭和戦前期の大阪市における映画興行」『大日本史』第七号、一二〇〇四年。
- (3) 前掲田中『日本映画発達史I』。アーロン・ジエロー『『ジゴマ』と映画の“発見”』、日本映画言説史序説『映像学』第五八号、一九九七年。牧野守『日本映画検閲史』バンドラ、一二〇〇三年など。
- (4) 永嶺重敏『怪盗ジゴマと活動写真の時代』新潮新書、一〇〇六年。
- (5) 『新修神戸市史 歴史編IV』神戸市、一九九四年、

二九七～二九九頁。湊川付け替え事業については、別稿を用意している。

(6) 岸百艸ほか『湊川新開地盛衰記』『歴史と神戸』一四号、一九六四年、四九頁。

(7) 『神戸市史 本編各説』神戸市役所、一九二四年、八九～九〇頁。

(8) のちに南博ほか編『近代庶民生活誌 第二卷』(三一書房、一九八四年)に所収。本稿で引用した『わが新開地』は『近代庶民生活誌 第二卷』に所収されたものであり、引用箇所の頁数も『近代庶民生活誌 第二卷』の頁数を記している。

(9) 村嶋帰之『わが新開地』三〇～三一頁。

(10) 岸百艸ほか『終篇・新開地盛衰記』『歴史と神戸』二〇号、一九六五年、二九～三〇頁。

(11) 連続活劇について映画評論家の淀川長治氏は以下のように説明している。「二十篇三十篇それが一篇二巻というわけで、これを活動写真館は毎週四篇あるいは五篇というふうに上映をする。危機イッパツの「彼の運命やいかに」に」「彼女の運命やいかに」で終り、さて次週へとつづいてゆくのだが、次週となると前週の危機イッパツのシーンが再び登場し、それをまた見ながらアッという間に彼女は救われて次の物語へと進んでゆく。」(淀川長治『淀川長治自伝 上』中央公論社、一九八五年、二六～二七頁)。

(12) 前掲田中『日本映画発達史I』一八四頁。

(13) 前掲淀川『淀川長治自伝 上』一五頁。

(14) 映画『ジゴマ』の内容については、前掲永嶺『怪盗ジゴマと活動写真の時代』に詳しい。

(15) たとえば『孤島の荒浪』(朝日館にて五月八日から上映。『神戸』明治四十五年五月八日) や、『巴里実譚 自動車の大賊』(朝日館にて八月五日から上映。『神戸』大正元年八月五日)、『ウヰクーとジゴマ』(朝日館にて十月五日から上映。『大朝神戸』大正元年十月五日)などである。

(16) 兵庫県県政資料館所蔵『兵庫県報』号外、明治四十四年十二月三十日。

(17) 井上友一『救済制度要義』社会事業会館、一九五三年、三八六～三九六頁。初版は一九〇九年。

(18) 井上友一「救済事業及制度の要義」内務省地方局編『感化救済事業講演集 下』一九〇九年、三五頁。

(19) 乙武岩造「社会教育」前掲『感化救済事業講演集 下』三九六～四〇一頁。

(20) 前掲村島『わが新開地』三二～三八頁。

(21) 前掲井上『救済制度要義』二六六頁。

(22) このことと関連して、内務大臣平田東助も第二回地方改良事業講習会における訓示のなかで、「不良少年の感化」に努める必要があると述べている。『第一回第二回地方改良講演集 上』内務省地方局、一九一〇年、四頁を参照。

(23) 『女ジゴマ』の内容については、前掲永嶺『怪盗ジゴマ

と活動写真の時代』を参照。

(24) 前掲岸百艸ほか『終篇・新開地盛衰記』一四頁。

(神戸大学大学院人文学研究科院生)